

第3次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託
プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、那珂川市（以下「本市」という。）が発注する「第3次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務」について、専門的な知識や経験等を有する事業者から広く提案を受け、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（企画提案）方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、第3次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「第3次計画」という。）を効果的に策定することを目的とするものである。

なお、本計画の策定は令和7年度から2か年を予定している。

3 委託の概要

（1）業務委託名

第3次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託

（2）委託内容

第3次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、第3次計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

（3）履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

（4）委託上限額

各業務の総額（消費税及び地方消費税を含む）の上限額は以下のとおりとする。なお、上限を超えた提案は無効とする。

5,847,600 円

①アンケート調査業務

②ワークショップ実施、会議支援、計画案等作成業務

※上限額であり契約予定価格を示すものではない

4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 本プロポーザルの参加意思表明書提出の時点において、法人税（個人にあつては所得税）、消費税、市町村民税等を滞納している者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、那珂川市から指名停止措置を受けていないこと。
- ※提案が採用され候補者となった場合も、契約締結の日までに那珂川市から指名停止措置を受けた場合は、契約を締結することができません。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ① 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 地方公共団体の地域福祉計画（内容が同様のものを含む）の策定支援業務を完了した実績があること。

5 応募手続き及び募集要領等の配付

(1) 実施スケジュール

内容	日程（予定）
①公募開始	令和 7 年 12 月 8 日（月）
②質疑書の提出期限	令和 7 年 12 月 17 日（水）12 時まで
③質疑書に対する回答	令和 7 年 12 月 19 日（金）
④企画提案書等の提出期限	令和 8 年 1 月 16 日（金）17 時まで
⑤参加資格の通知	令和 8 年 1 月 19 日（月） 予定
⑥プレゼンテーション審査	令和 8 年 1 月 27 日（火） 予定
⑦優先交渉者決定（通知）	令和 8 年 1 月 29 日（木） 予定

⑧優先交渉権者との交渉	
⑨見積書の提出及び契約	令和8年2月上旬

※⑥から⑨については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

※④の提案書提出事業者が4者以上の場合は、⑥プレゼンテーション審査までに書類審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者を4者以内とする。

※プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) 仕様書等の入手方法

那珂川市ホームページからダウンロードすること。

(3) 本プロポーザルに関する質問・回答

① 受付期間

令和7年12月8日（月）から令和7年12月17日（水）12時まで（必着）

なお、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の様式を用いない質問、次に定める受付方法以外で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

② 質疑方法

様式1「公募に関する質問表」に質問事項を記載し、④事務局宛に電子メールで提出するものとする。

また、電子メールの件名は「第3次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託プロポーザル質疑（事業者名）」とし、電子メールを送信した後に、健康福祉部 生活福祉課 地域福祉担当者まで送信・受付確認の電話をすること。

なお、質問は参加表明に関するもの、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

③ 回答及び公表

全ての質問を集計のうえ回答一覧表を作成し、令和7年12月19日（金）までに、市ホームページへ掲載することにより行う。

④ 事務局

那珂川市役所 健康福祉部 生活福祉課 地域福祉担当

TEL：092-953-2211（内線140）

E-mail：fukusi@city-nakagawa.fukuoka.jp

(4) 参加申請書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

① 提出期限 令和8年1月16日（金）17時まで

※持参の場合は午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

② 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※郵送の場合は到達したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合について本市は責任を負わないものとする。

③ 提出先

〒811-1292 那珂川市西隈1丁目1番1号

那珂川市役所 健康福祉部 生活福祉課 地域福祉担当

④ 提出物

書類名	様式	備考
ア 参加申請書兼誓約書	様式2	共同企業体で参加の場合はアー1・アー2の書類を併せて提出すること
アー1 共同企業体届出書	様式2-1	
アー2 共同企業体協定書兼委任状	様式2-2	
イ 登記簿謄本		
ウ 定款		
エ 税の滞納がないことの証明		
オ 消費税及び地方消費税の納税証明		
カ 使用印鑑届		
キ 暴力団等の排除に関する誓約書	様式3	
ク 法人の事業概要がわかる会社案内等の資料	任意様式	
ケ 財務諸表の写し		直近事業年度の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」の写し
コ 地方公共団体の地域福祉計画策定業務実績一覧	任意様式	4 参加資格の(7)に係る内容(事業名、事業実施期間、事業内容、従事者数等)を記載すること。
サ 企画提案書	任意様式	6 企画提案書 参照
シ 配置予定者調書	任意様式	
ス 業務実施体制図	任意様式	
セ 価格提案書	様式4	7 価格提案書参照

※イからオは、那珂川市指名競争入札参加資格を有する場合は不要。

⑤ 提出部数

代表者印を押印した正本1部、副本を5部提出すること。但し、本要領に示す提出書類のうちイからケは正本のみに添付し、副本への添付は省略する。

6 企画提案書

(1) 体裁

- ① 様式は自由とする。
- ② 企画提案は契約締結予定日から令和9年3月31日までの内容とする。
- ③ 原則として紙面はA4版両面印刷・6枚12ページ以内を目安に作成することA3版の資料は片面印刷とし、A4サイズにゼット折りとすること。
- ④ 文字の大きさは10.5ポイント以上を目安に作成すること。

(2) 提案項目

① 計画策定に当たっての基本的な考え方

第2次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「第2次計画」という。）をどのように踏まえ、続く第3次計画の策定にどのように取り組んでいくべきか、また、地域共生社会の実現に向けて第3次計画はどのような計画としていくべきと考えているのか、本委託業務の実施に当たっての参加者の基本的な考え方について記載すること。

② 現状把握の内容

第2次計画の評価を行うための具体的な内容や分析方法について記載すること。

③ 計画策定に向けた論点・課題の抽出及び整理

現状把握の結果等から、第3次計画策定に向けた論点や課題をどのように整理し、策定の方向性を導き出すのか、具体的な取組について記載すること。

④ 市民参画による計画づくりを充実させる手法

市民アンケート、ワークショップ、パブリック・コメント等の市民参画による意見聴取の実施を予定しているため、計画の策定過程における市民参画の充実を図るための効果的な手法について記載すること。

⑤ 他の個別計画との調和、整合性

地域福祉計画は、福祉、こども、保健医療等の分野の「上位計画」であることから、他の計画との調和、整合性を図るための方法について記載すること。

⑥ 計画の策定支援方法

第3次計画の骨子案、素案、案を取りまとめていく際に、また、的確な推計・目標値の設定を行うために、参加者が行う具体的な支援の方法について記載すること。

⑦ 市民にわかりやすい計画づくり

計画書本編や概要版が市民にとって身近に感じられ、親しみやすく分かりやすい計画となるよう、工夫する点について記載すること。

⑧ 進行管理・マネジメント手法

本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメントの取組について記載すること。

⑨ 作成資料等の品質の管理

各種作成資料や成果品の品質の管理及び向上に向けた取組について記載すること。

⑩ その他

上記に挙げる事項のほか、参加者独自の提案があれば記載すること。

7 価格提案書

- (1) 様式4「価格提案書」を提出すること。また、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。
- (2) 仕様書を参考に契約締結予定日から令和9年3月31日までで作成し、実施要領「3 委託の概要の(4)」に示す業務ごとの費用、人工費などについて、単価と工数を記載した経費内訳書を併せて提出すること。(経費内訳表は任意様式)。

8 選定方法等

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション審査の実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、選定委員の意見(採点等)を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、企画提案の得点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ②が複数の場合は企画提案のうち「業務遂行能力」における評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ④ ③が複数の場合は価格提案のうち金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ⑤ ①、②にかかわらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が実施要領「3 委託の概要の(4)」に示す委託上限額を超える場合
- ④ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に那珂川市ホームページにおいて公表するものとする。

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と那珂川市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、那珂川市契約規則第34条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約代金の支払いについては、実施要領「3 委託の概要の(4)」における業務毎の完了払いまたは精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した様式5「辞退届」を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出すること。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。
- (8) 提出された種類は返却しないものとする。

12 その他担当部署

〒811-1292 那珂川市西隈1丁目1番1号

那珂川市役所 健康福祉部 生活福祉課 地域福祉担当

TEL：(092)953-2211（内線140）／ FAX：(092)953-2312

E-mail：fukusi@city-nakagawa.fukuoka.jp